大日本機械技工組合

第一章　総則

第一条　本組合を大日本機械技工組合と称す

第二条　本組合は機械製作工場男女従業者を以て組織す

第三条　本組合は東京に本部を置き各地に支部を置く

第四条　本組合の規約は大會の決議を経ねば変更するを得す

第二章　入會退會、會計及財産

第五条　本組合の主義精神に違反せし者は除名する事ある可し

第六条　本組合員たらんと欲する者申込書に入會金を添へて申込む可し

第七条　本組合は加入者に対して組合員証及記章雑誌を交附す可し

第八条　本組合費を三十錢とす

第九条　本組合は入會金を五拾錢とす

第十条　本部所属の財産及事業より生ずる利益は本部に属す

第十一条　本組合総ての経費は大会に発表して其の承認を求むるものとす

第三章　組合機関

第十二条　本組合に左の機関を設く

一、大會　二、理事會

第十三条　一、大會は全組合員を以て組織し春秋二期に開催す

但本部理事及支部代議員にて代表する事を得

又組合の意志及理事會にて必要と認めし時は臨時開催するを得

第十四条　理事會、理事会は本部理事を以て組織し本組合の重要事項を審議し適宜開催す

第十五条　本組合に左の役員を設く

一、理事長一名、二、理事若干名、三、會計理事若干名、四、會計監査役若干名、五、書記若干名、

第十六条　理事長、理事長は大會にて互選し本組合を統理するものとす

第十七条　理事、理事は大會にて互選し組合を統理するものとす

第十八条　會計理事、會計理事は理事會にて互選し本組合の會計を管理するものとす

第十九条　會計監査役、監査役は大會にて互選し會計を監督するものとす

第廿条　書記、書記は理事會にて互選し本組合の文書を司るものとす

附、外に聯合會を設置し聯合會理事を置くを得

第五章　本組合の事業

第廿一条　本組合は左の事業を生ず

一、職業紹介　二、法律顧問　三、講演　四、消費組合　五、争議調停　六、機関誌発行其他

第廿二条　職業紹介、組合員にて職業を失ひたる時は直に支部より指定事項記入の上本部へ通告するものとす

第廿三条　法律顧問、組合員の為め法律人事相談部を設け法律及身上相談をするものとす

第廿四条　講演、組合員意志の向上、組合宣傳の為め時々名士を聘して講演するものとす

第廿五条　消費組合、組合員の為め時様に應じて日用品の廉賣を行い事ある可し

第廿六条　争議調停工場争議に関しては極力調停に努力す

第廿七条　機関誌発行、會務報告、組合員意志発表、組合宣傳の為め「投工」を発行すべし

附則　施行細則は別に定む

大正九年十一月